

## 平成 30 年度富山県防災会議原子力災害対策部会 議事録

日時：平成 31 年 3 月 26 日（火）10:00～

場所：富山県民会館 304 号室

### 1 開 会

【事務局】 ただいまより、平成 30 年度富山県防災会議原子力災害部会を開会いたします。

### 2 知事挨拶

【事務局】 初めに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より開会のご挨拶を申し上げます。

【会長（石井知事）】 どうも皆様方、おはようございます。本日、平成 30 年度の富山県防災会議原子力災害対策部会を開催しましたところ、皆様には大変ご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。特に片岡部会長さんをはじめ県外から遠路おいでの皆様には感謝を申し上げます。

さて、本県の地域防災計画につきましては、東京電力の福島第一原発事故の教訓を踏まえまして、国の対応が明確になる前から早くやらなきゃいかんということで、平成 23 年 6 月にこの県の防災会議で見直しの議論を開始いたしました。

その後、国で示されました原子力災害対策指針とその改正指針も踏まえまして、平成 25 年 4 月に原子力災害編を新たに策定させていただきました。

その後、国の指針改正も何度かございましたし、また、さまざまな取扱いの明確化がございましたので、そうした国の方針にも沿って改定を行ってまいりました。

また、地域防災計画の改定と併せまして、立地県であります石川県、また富山県の地元氷見市と共同で原子力防災訓練を平成 24 年度から毎年実施いたしますとともに、その際には国の関係機関にも大変ご協力、ご尽力をいただいておりますけれども、環境放射線の監視体制の強化ですとか、また関係の資機材の整備、また職員や関係機関に対する原子力防災の研修とか、体制整備に努めてまいったところでございます。

本日は、前回の地域防災計画改定以降の国の指針の改正内容を踏まえまして 3 点ございます。1 つは原子力災害医療体制の見直し、2 つには避難退域時における検査及び除染等の具体化、3 点目としては緊急時活動レベル（EAL）の見直しなどの地域防災計画の改定案といたことでございまして、こうした点についてご審議をいただきますとともに、避難退域時検査場所候補地の検討状況などについてご報告をいたしたいと思っております。

委員の皆様には、本県の地域防災計画ができるだけ実効性あるものとなりますように、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、今日の部会の結果を踏まえまして、今のところ 6 月に富山県防災会議を開催いたしまして地域防災計画を改定すると、こういった運びにさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

今日はちょっと他の日程も錯綜しておりますので、私のご挨拶だけで失礼いたしますが、

片岡部会長さんをはじめ皆様、ひとつよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、知事は所用がございますためここで退席させていただきます。

(石井知事 退席)

【事務局】 続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆様方につきまして、これについては時間の関係もございまして、お手元の出席者名簿をもちましてご紹介は省略とさせていただきます。

また資料の方でございますが、机の上に配付させていただいておりますが、まず次第と配席図、そして委員名簿があるかと思えます。また資料1番から資料6番まで、右方に資料番号を振ったものがあるかと思えます。また参考資料1から参考資料5までとなっております。もしも不足などございますようでしたらお知らせいただければと思えます。

それでは、以後の議事進行につきましては片岡部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 審議事項及び報告事項等

【片岡部会長】 部会長を仰せつかっております片岡でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、以後の司会をさせていただきます。着席して司会をさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

本日は、富山県地域防災計画原子力災害編の改定案等についてご議論いただきたいと思っております。

まず、事務局から配付資料に従って説明をお願いいたします。

【松井課長】 防災・危機管理課の松井です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の資料1をご覧くださいと思います。富山県地域防災計画原子力災害編の改定案の概要についてでございます。

まず、上の方の計画改定の経過でございますが、平成25年4月、この地域防災計画原子力災害編を策定しまして、その後、国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえまして、平成26年、27年にこの原子力災害対策部会、その後の防災会議でご審議の上、2回改定してきたところでございます。

次に、下の2のその後の国の原子力災害対策指針の改正について、主に3点ございます。

1つは原子力災害医療体制の見直しですが、被ばく医療体制の方はこの四角の枠で囲ってあるところをご覧くださいと、これまでの下の方から初期、二次、三次被ばく医療機関という名称が、初期については原子力災害医療協力機関、二次は原子力災害拠点病院、三次は高度被ばく医療支援センター、それから原子力災害医療・総合支援センターとなりました。

また下の①の方ですが、県が原子力災害拠点病院を指定し原子力災害医療協力機関を登録すること、さらに医療総括責任者が原子力災害医療調整官となり、県の災害対策本部内で拠点病院や協力機関との調整を行うこととなりました。

2つ目でございますが、(2)の方ですが、避難退域時における検査及び除染等も具体化されました。住民の方々が自宅等から一時移転、避難を行われる避難退域時に、外部汚染が

ないかの検査や簡易除染の方法や手順について具体化されました。

従来は体表面汚染スクリーニング等と言っていたんですが、避難退域時検査、簡易除染と名称が変更されて、住民の方々が一時移転とか避難を行うときの移動に使用されるマイカー、バス等の車両、それから乗車した住民の検査や簡易除染の方法や手順が具体的に規定されました。

3つ目は、(3) 緊急時活動レベル (EAL) の見直しでございます。

EALとは、原子力施設において異常事象が発生した際に緊急事態を判断する基準で、3つに区分されておりまして、住民の方々の避難行動につながる非常に重要な基準でございます。従来はEALが、新規基準への適合や原子力事業者がその発動を最適化するため、見直しされました。

こうしたことから、今回これらの指針の改正に伴いまして、本県の地域防災計画の原子力災害編を改定したいと考えております。

それでは、右側の3番目の改定案のポイントをご覧ください。

国の指針の主な改正の1つであります原子力災害医療体制の見直しですが、まず三次被ばく医療機関のところを見ていただきますと、これが変更後は、先ほども申しましたが、高度被ばく医療支援センターについては、重篤な被ばく傷病者の診療等を行う機関、また原子力災害医療・総合支援センターにつきましても、医療機関連携体制の構築や原子力災害医療派遣チームについて、その派遣調整等を行う機関でございます。これらのセンターでは、高度な被ばく医療や全国レベルでの医療連携体制等が必要となりまして、全国の中でも限られた機関で対応することとなっております。

続きまして、下の黄色の二次被ばく医療機関でございますが、原子力災害拠点病院となりまして、機能では被ばく傷病者の専門的治療に加え、原子力防災訓練への参加や原子力災害医療派遣チームの整備を行うこととなります。

県内では二次被ばく医療機関、ちょっと下の方に書いてありますが黄色い四角の枠で、富山県立中央病院と富山大学附属病院の2つの医療機関がこの原子力災害拠点病院となり、引き続きこれらの機能を担っていただくものでございます。

それから青色の枠ですが、初期被ばく医療機関は原子力災害医療協力機関となりまして、機能では被ばく傷病者の初期診療に加え、県等が行う原子力災害対策への協力を行うこととなります。

県内では、県内の全ての公的病院が従来から担っていただいておりますが、新たに下の四角の枠の右下の方に赤字で書いてあるところですが、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県診療放射線技師会さんに加わっていただきまして、例えば救護所への医療従事者の派遣や避難退域時検査の検査チームの派遣、それから安定ヨウ素剤配布の支援など、県等が行います原子力災害対策へ協力していただくこととしております。

それでは、次のページをご覧ください。

国の指針の主な改正の2つ目でございますが、(2) 避難退域時における検査及び簡易除染の具体化でございます。

まず、アの用語の修正については先ほどご説明したとおりでございます。

この検査方法を具体的に規定というところを見ていただきますと、検査の流れとして、まずは四角の①をご覧くださいたいんですが、住民の方々が一時移転や避難を行うときの移動に使用されますマイカーやバスの車両を、乗員の検査の代用で検査を行うこととなります。

写真の①にありますように、車両用ゲート型モニタを使用し測定します。

それから、車両が指針に定める基準値4万c p mを超える場合には②の方に進み、乗員の代表者、運転手の方でございしますが、1名に対して、写真②にありますように、GMサーベイメータ等の放射線測定器を使用し測定することとなります。

それから、乗員の代表者1名も基準値を超える場合は、写真③にありますように、バスとかマイカーに乗っておられる乗員全員にGMサーベイメータ等の放射線測定器を使用し測定することとなります。

それでもって基準値以下の住民の方々はその後、指定された避難所に移動することとなります。

一方で、基準値を超える場合は、その検査場所で下の方の記載、今度は青字で書いてあるウをご覧くださいたいんですが、簡易除染を行うこととなります。

①の住民の方は、これも下の写真をご覧くださいますと、簡易除染、拭き取りやシャワーを行いまして、簡易除染後も基準値を超える場合は四角のところに赤字で書いてありますが、②の除染を行える機関で除染を行い、また内部被ばくが疑われる場合は、先ほど申しました原子力災害拠点病院へ搬送されることとなります。

また、①の写真のように、車両も簡易除染、拭き取りを行いまして、簡易除染後も基準値を超える場合はその検査場所へ一時保管となります。簡易除染後に基準値以下となった場合は、汚染されていないマイカーやバス等で避難所の方に移動することとなります。

それでは続きまして、向かって右側のページをご覧ください。

国の指針の主な改正の3つ目でございます。(3)の緊急時活動レベル(EAL)の見直しについてでございます。

国の指針の改正を踏まえまして、事業者の北陸電力株式会社さんが志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を改定されまして、それを受けまして県地域防災計画に反映させるものでございます。

EALについては参考図をご覧くださいますと、原子力発電所で事故が発生した場合、原子力発電所の事業者が3つの緊急事態区分に応じまして国へ通報等を行うこととなっております。国はこの通報等を受けまして、県や市、周辺地域の住民の方々のとるべき行動などを指示することとなります。

氷見市の一部の地域はUPZ内にありますので、仮に志賀原子力発電所が施設敷地緊急事態となりましたら、この図の黄色の矢印を見ていただきますと、括弧のUPZ内の黄色でございしますが、その地域の住民の方は屋内退避の準備、全面緊急事態となりましたらその地域の住民の方は、その下の赤い枠であります。屋内退避の実施につながる事となります。

次に、このEALの主な見直しについてでございますが、志賀原子力発電所のように新規制基準に適合していない原子炉は現在稼働していないんですが、そうした場合は、使用済燃料は使用済燃料貯蔵プールにおいて長期間冷却されている状況を踏まえまして、国の指針の

方では新規制基準に適合していない場合として区分されまして、そういった区分が新設されました。

それで、この主なEALの比較表、この四角の枠をご覧くださいますと、まず（１）共通部分についてですが、警戒事態においては、これまで変更前は石川県のどこの地域でも震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態としておりましたが、変更後は志賀町で6弱以上の地震が発生した場合となっております。

次に、（２）の新規制基準に適合している場合に該当するのは国内で現在9基が再稼働しておりますが、志賀原子力発電所等についてはこの右側の赤字で書いてある（３）の新規制基準に適合していない場合に該当します。

この（３）の部分の特にご覧いただきたいんですが、使用済燃料貯蔵プールの水位が維持できないとか、それから一定時間以上測定できなくなれば警戒事態となります。

一番下の図の右側の図をご覧くださいますと、志賀原子力発電所2号機建屋の大まかな断面図を示してありますが、現在この赤い丸の部分の使用済燃料貯蔵プールに冷却された使用済燃料集合体がございます。この使用済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すれば施設敷地緊急事態となり、さらに頂部の水位まで低下すれば全面緊急事態となるという内容が国の指針で追加改正されまして、それに伴いまして、原子力事業者が防災業務計画を改定され、それを受けて今回、県地域防災計画に反映されるものでございます。

こうした国の指針の改正や事業者防災業務計画の改定等を踏まえまして、今度は資料2でございまして、ちょっと分厚い資料2の富山県地域防災計画原子力災害編改定案を事務局の方で作成しまして、それから資料3については、その改定案の新旧対照表でございまして、今ほど資料1の概要でご説明させていただきましたので、資料2、資料3については、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは次に報告事項となりますが、資料4をご覧くださいたいと思っております。A3、1枚でございまして、右上に資料4とあるものをご覧くださいたいと思っております。

避難退域時検査場所候補地の検討状況についてご報告いたします。

まず、1の趣旨をご覧くださいたいと思っております。

避難退域時検査とは、緊急時モニタリングの結果によりまして、住民の方々が一時移転や避難を行う際、体の表面に付着している放射線量が基準値を超えていないか確認するために実施される検査となり、国の指針では検査場所の候補地をあらかじめ検討しておく必要があるとされているところでございます。

この検査場所につきましては、国のマニュアルにおきまして、2をご覧くださいたいんですが、避難退域時検査場所の要件が記載されていまして、検査場所はUPZ、発電所から30km以内の境界周辺近くで設置することとされておりまして、①から④の要件を考慮して設置することとされておりまして、

このため、あらかじめ候補地を検討しておく必要があることから、3をご覧くださいますと、国（内閣府）、それから県、氷見市におきまして主な避難経路、主な道路のルートごとに検討しましたところ、氷見市内において5つの候補地が要件に該当するものと考えられます。

この下の3の四角の枠で囲ってある部分と右側の位置図の両方を見ていただきたいのですが、まず青字と右の位置図で線が青になっているルートですね。住民の方々が車で主に国道160号を通過して一時移転や避難を行う場合に、この位置図のずっと下の方を見ていただきますと、そこに国道160号沿いに①の屋内健康広場と②のふれあいスポーツセンターが検査場所の候補地と考えられること。また今度は緑色の線をたどっていただきますと、これは能越自動車道等になりますが、これが緑色のルートですね。それから茶色の線のルート、これは国道415号。それから黄色い線のルート、これが市道北八代堀田線。こういったルートを使用する住民の方については、この図で言いますと③に緑と黄色と茶色の三重の線で囲ってありますが、氷見運動公園及びB&G海洋センター体育館。それから紫色の線のルート、これが主要地方道高岡・氷見線のルートを使用する住民の方については④の紫の色ですね、仏生寺公民館。それから位置図では向かって左側の方ですが、オレンジ色の線のルートですね。この主要地方道高岡・羽咋線のルートを使用する住民の方については、⑤の赤毛コミュニティセンターが検査場所の候補地になることを考えています。

なお、向かって左側の3の四角の枠の下の方に※がつけてありますが、石川県からの避難住民、七尾市や羽咋市の住民の一部の方が、位置図で見ますと緑色のルート、主に能越自動車道を経由しまして石川県内へ避難される場合についても検査場所の候補地として氷見運動公園、それからB&G海洋センター体育館になると想定されますので、今後、石川県と検査場所の運営方法等も協議していきたいと考えております。

それから、下の文字の(2)をご覧くださいますと、この5つの候補地につきましては、今後、原子力防災訓練において避難退域時検査の訓練を実施しまして検証していきますとともに、既に本年度11月に実施しました訓練では、屋内健康広場も実施しておりますが、氷見市さんや関係機関と連携しまして、具体的な運営方法等を検討していきたいと考えています。

また、これ以外の候補地につきましても、関係市や関係機関とご相談しながら新たな候補地を検討するなど、避難計画の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。こういったクリアファイルの中に入っておりますが、クリアファイルから原子力防災通信その5とその6をお出ししていただきたいんですが、これは原子力防災に対する取組みを紹介するためにこういった広報誌を氷見市のUPZ内の全世帯に配布しております、本年度は2回、その5とその6を発行して配布したところでございます。

まずその5を開いていただきますと、向かって左側に、まずは屋内退避、それから右側の方ですが、避難の指示が出たらどう行動するかを掲載しますとともに、一番裏側をご覧くださいますと、こういった自宅の冷蔵庫等に張っていただくため、非常時の持ち出し品リストのマグネット等も広報誌とともに配布しました。マグネットもクリアファイルに入れてありますが、これです。これも冷蔵庫に張っていただくということで配布させていただきました。

それからその6をご覧くださいたいんですが、開いていただきますと、昨年11月に実施しました県原子力防災訓練の結果報告を掲載しております。

まず自宅での屋内退避訓練、それから一時集合場所での受付、安定ヨウ素剤の説明の様子、それから向かって右側の下の方ですけど、避難退域時検査場所の様子、最後に向かって右側の上の方に射水市の避難所となる小杉高校での受付や講習会の様子を広報したところでございます。

このときは氷見市から他の市に移動する広域避難訓練として、射水市の職員の方々や県防災士会等にご協力いただいたところでございます。

この一番裏側を見ていただきますと、ドローンや自衛隊の高機動車を使用した複合災害の訓練や、避難所の小杉高校では高校生 36 人がボランティアとして協力していただくことなど、広報、周知させていただいたところでございます。

それから参考資料 5、黄緑色の冊子で原子力防災訓練の実施結果報告書を今年度初めて作成しました。

開いていただきまして目次を見ていただきますと、訓練の実施結果はもとより訓練評価を掲載しまして成果と課題に分けて記載するとともに、今回初めて外部評価を採用しまして、15 ページ以降に掲載してありますが、最新の知見を有します全国の原子力防災訓練の外部評価等の経験を持つ外部評価員による評価、また訓練に参加されました住民へアンケートも行いまして、それを取りまとめたところでございます。

こうした結果を記録に残しまして、しっかりと検証して今後の原子力防災訓練と原子力防災施策に活かしていきたいと考えています。

それでは最後に、資料 6 をご覧いただきたいと思います。これも報告事項でございますが、環境放射線監視体制の充実・強化です。

まず 1 をご覧いただきますと、本県の放射線監視体制ですが、(1) の志賀原子力発電所から概ね 30 k m 圏内 (UPZ 内) でございますが、国の交付金を活用しまして環境放射線観測局 (モニタリングステーション、モニタリングポスト) を 8 カ所整備しております。また (2) の、県内の 30 k m 圏外での放射線の状況も把握するために、国の委託や県独自に 7 カ所整備しております。これを合わせると県内で 15 カ所設置しております、真ん中の表をご覧くださいと、①から⑧までは原子力発電所から 30 k m 圏内、それから⑨から⑮につきましては 30 k m 圏外に設置しておるところでございます。

右側の位置図をご覧くださいと、その位置をあらわしておりますが、モニタリングステーション 2 カ所は四角の枠で 1、2 と書いてあります。それからモニタリングポスト 13 カ所は丸印で示してございます。

戻っていただいて向かって左側の下の方で、2 番目の富山県環境放射線ネットワークシステムをご覧くださいと、各地点の環境放射線の測定データは、県ホームページで現在リアルタイムに情報を提供しております、特徴の 1 つとして、24 時間 365 日連続で自動的に監視しております。それから 2 つ目として、石川県内のデータも提供しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【片岡部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まず明石専門委員からご意見を頂戴いたしたく思います。よろしく申し上げます。

【明石専門委員】 量子科学技術研究開発機構の明石でございます。

非常に丁寧で詳細なご説明、どうもありがとうございました。非常によく分かりました。

私からのコメントとして、まず1つ目は国の被ばく医療体制の枠組みが変わったということ、それに従って県も体制を変えたということでございます。

特に、富山県の場合、原子力災害拠点病院は大きな病院なんですけれども、原子力災害協力機関に比較的大きな病院、それから職能のあたりですね、医師会、看護協会、その他非常に多くの団体が入っていただいて、非常にこれは効果的なのかなというふうに思っております。

逆にどういうことかといいますと、やはり大きい病院、大きな職能団体が入っていただくと、教育をしたりするのに非常にしやすい。原子力災害被ばく医療というのは非常に頻度が少ない領域でございますので、やはり基礎的な知識、基本的な研修体制を持つということは非常に重要なことなので、ぜひ大きな組織、病院等が比較的大きなものが入っているということのアドバンテージを活かした研修体制をつくっていただければというふうに思っております。

それから第2点目なんですが、避難退域時の検査についてご紹介いただきましたが、一番重要なことは、実際の発災元である石川県と同じ考え方で、つまり国の枠組みは同じであっても温度差が出てくるということになると、どうしても住民の避難がとまってしまう。やはり一番重要なことは、同じ考え方で運用を円滑に行えるようにしていくということが一番キーだと思います。

福島県の事故の際に他県に避難するときに、どうしても除染、汚染検査をすることで人が滞ってしまって、住民の方々をかなり不安にさせたということも報告されております。

ぜひ実行上の運用と、それから周辺の県で同じ考えに基づいて実行していただければというふうに思っております。

以上でございます。

【片岡部会長】 被ばく医療のご専門のお立場から貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、奥寺専門委員からご意見をいただきたいと思っております。

【奥寺専門委員】 では、幾つか述べさせていただきます。

まず資料1の右の下のところに、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関というのが明確になっていること、私からの提案でもあったんですが、医師会や看護協会、薬剤師会、診療放射線技師会など職能団体の役割は重要であると考えます。あと、現行の計画には多くの医療機関が入っておりますが、全ての病院が網羅されているわけではありません。今回の計画以外の病院や医院は県内各所に多くあります。この様に幅広い医療関係の職能団体を充てることで全体をカバーできると考えることができます。

少しこれを分かりやすく解説をすると、旧来の三次被ばく医療機関、今でいう原子力災害高度被ばく医療支援センターというのは、広島、長崎の被爆地、核燃料処理計画工場がある弘前など経験や技術が集積している地域に存在しています。福島においては2011年の原子



力事故の経験が貴重な支援・連携体制に繋がると考えます。一方で富山県内の初期、二次医療機関を含め私共はまだ情報収集をして勉強中です。

分かりやすくいうと、医学部の授業では医学教育のカリキュラムは入っていて、本年度も私が救急医学の実習の中でレクチャーをしています。しかし福島原発事故の前に卒業した医師たちは授業を受けていないわけですから内部被ばく、外部被ばくなどの基礎知識も不十分な可能性があります。医師国家試験では、近年、問題として出ていますが、私たちが共有すべき知識であると考えます。

この教育という意味で、大学が原子力災害拠点病院として果たす役割は大きいと思いますし、地道な取り組みではありますがご理解とご協力をお願いしたいと思います。

県全体でも勉強することが必要で、数回にわたってどういう医療が求められるのか、特に初期診療などの対応を学ぶべきと考えます。そういう情報共有する機会をぜひ持つべきで、4月以降に日程を具体化したいと考えております。

ですので、そこら辺は県と協力して、もしくはこの上の先生方のお知恵をお借りしながら勉強をみんなで続ける必要があるんだと思っております。

私も一般の方と話す機会があるんですが、ヨウ素剤はいつもらえるのでしょうか、とか、あらかじめ配布してもらえないのかなどいろんな質問が来ます。それは的確に判断しますと私たちが説明できるようにならないと、要らぬ心配を与えるわけですので、当然医療者として正しい情報をこれから発信し共有する機会をこれから持つというのが課題だと思っております。

あとはネットワークシステムではありますが、これは大変よく説明されていて、この前の訓練の資料などや結果なども公表されていて大変分かりやすく説明いただきました。

以上です。

**【片岡部会長】** 奥寺専門委員は災害医療、さらに救急医療のご専門でもあられます。そのお立場から大変貴重なご意見、ありがとうございます。

続きまして、野村専門委員からご意見を頂戴したいと思います。

**【野村専門委員】** 野村でございます。私の方からは3点お話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、退域時の検査、それから簡易除染について、手順が示され、またその検査あるいは除染をする候補地について提案されております。この手順、それから候補地、こういったものそのものにつきましては、よく考えてやっておられるというふうに思います。

それで1点なんですけれども、退域時の検査につきましては、どれだけの人数を想定しているのか、どれだけの時間でそういった人たちを検査しなくちゃいけないのかといったシミュレーションをやっていただいて、その際に検査にどれくらいの時間を要するのか、車両であれば簡単にゲートモニタではかれるのかもしれませんけれども、人をはかるときに、どれくらい時間を考え、どれくらいの要員が必要なのか、そういう時間と要員ですね。そういったものの基礎データをとっておかれるとよろしいかと思っております。

これにつきましては、専門機関でもそういったことをやっておりますので、そういったところから情報をもらうのも一つの手かなというふうに思っております。

そういったことから、どれくらいの要員を確保しなくちゃいけないのかということもひとつ検討していただければと思います。

それから2点目ですけれども、緊急時のモニタリング体制について、今、奥寺専門委員からもありましたように、富山県はしっかり緊急時のモニタリング体制を組んでおられます。日ごろから県民に対してそういった情報を提供されております。

富山県だけではなくて、これを地域として整合をきちっととるということで、石川県と提携されて地域としての一つのモニタリングネットワーク、そういったものも集計して、情報開示をされているのは非常にいいことだと思っております。

それで1点、前にもこの場でお話したかもしれませんが、先ほど話を聞きますと昨年も大雪だったという話があります。そういう冬期のモニタリング体制をどうするのか。こういう固定式のモニタリングシステムにつきましては、雪を払えば測定は可能なんでしょうけれども、モニタリングカーとかそういったもので雪の中を走り回るわけにはいきませんので、以前にもお話ししましたように、航空機サーベイとか、最近ではドローンなんかも活用されていますけれども、そういったものを入れていただくと良いかと思っております。

そういったものにつきましては、国の方でかなり面倒を見てくれるはずですので、国とよく話をされて、こういう富山県の特長性、そういったものを踏まえて、冬期のモニタリング体制というものを少しお考えになったらよろしいんじゃないかと思っております。

それから3点目ですが、私が今回非常に感心したのは、訓練報告書を出されましたけれども、この中で外部評価を今回入れられたという話を伺いました。これは非常に大事な話で、身内で評価をしてもだめなんですよ。そういう点では、今回こういうことに踏み切られたというのは非常に大事かと思っております。

その際に、前にもお話ししたのですけれども、訓練計画をつくるときに、その訓練の目的は何なのか、目標は何なのか、何を今回の訓練で得ようとしているのか。毎回のように総合防災訓練みたいなものをやるのが本当にいいのかどうか。本当に必要なものをきちっと訓練目的と目標を設定しどういった訓練をやればいいのか計画を立て、訓練を実施し、それをきちっと評価してもらおう。そういったものから改善につなげていただくというような、訓練をやって評価をして、それに対処をするというサイクルですね。これをPDCAと言っていますけれども、そういったものをこれから回していただいて、よりいいものにしていく、より実効性のある監視計画といった、緊急時の対応計画に反映していただければと思います。

以上でございます。

**【片岡部会長】** どうもありがとうございました。放射線部門のモニタリングのご専門のお立場から大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

次に、本日は海外ご出張で残念ながらご欠席されておられます原子力工学のご専門の宇根崎委員に、今回の富山県地域防災計画原子力災害編の改正についてご意見をお伺いしておりますので、私の方からご紹介させていただきます。

宇根崎委員からのご意見ですが、2点ございます。

第1点は、今回の改正は国の指針の見直しを適切に反映されておられるものであり、原子力災害医療や避難退域時検査の体制が充実してきたと感じられ、引き続き原子力防災体制の

充実に取り組んでいただきたい。これが1点目のご意見です。

2点目は、愛媛県で伊方原子力発電所環境安全管理委員会委員を務めさせていただいているが、愛媛県では、平成30年7月の西日本豪雨の際、河川の氾濫により2カ所のモニタリングポストが浸水したため、モニタリングポストの安全面の確認や万が一の故障に備えた対応の検討にも留意いただけたらよいと考えているということです。

今年は雪は少なかったんですが、台風が多かったということで、そういうご専門のご経験からもこういう貴重なご意見を賜っております。

それでは続きまして、氷見市の林市長さんからご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【林専門委員】 県内で唯一、氷見市内には3分の2の地域がUPZ圏内でありまして、人口につきましては約4万7,000人のうちの約3分の1の1万6,000人がUPZ圏内であるということです。

まずは、国や県、そしてまた関係市町村の皆様のご協力平成24年度以降毎年訓練が実施されておまして、特に一時移転及び避難の避難所といたしまして、近隣の射水市さんや高岡市さんらにご協力をいただいておりますことを感謝申し上げたいと思います。

それでは、今日の資料で私は3点ほど疑問あるいは意見を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、資料4のところでございますが、先ほど資料4の左の3番のところ※の石川県からの避難住民が能越自動車道を経由して最寄りのUPZ付近での退避場所での検査ということがありました。

資料4の右の資料では、緑色の能越自動車道については、氷見市内では③の氷見運動公園及びB&G海洋センター体育館となっておりますが、これはこれでいいんですけども、例えば石川県からの避難ということになりますと、隣接する七尾市さんなどは多分この能越自動車道で退避をしてくる。氷見市はこのUPZ圏内でも1万6,000人ですが、七尾市民全員が能越自動車道ということになりますと、五万数千人という形になりますので、果たしてそういったことの整合性というか、先ほど野村専門委員もおっしゃいましたけれども、どれだけの人数の検査、どれだけの時間を要するのかといったことを今後また県レベルで石川県とも調整をして、そういったことを踏まえてこういった退域時の検査場所等につきまして、石川、富山全体としていいのかということの検証をぜひお願いしたいと思います。

それと2点目でございますけれども、先ほどと同じ資料4ですが、何カ所か退域時の検査場所になっておりますが、実はこの中には昭和40年ぐらいの木造の建物がございまして、市でも公共施設の耐震調査というものをやっておりますが、まだこういった避難場所等の耐震調査等を行っておりませんで、こういったところが課題かなと思っております。

今後そういったところの耐震の調査をしながら、こういった避難場所が適切かということにつきましても検証をしていきたいと思っておりますが、例えば⑤の赤毛コミュニティセンターなどは、ここは昭和40年に建設の木造の学校の跡地でございますが、例えば、もしこれが地震等で被災をしたということになりますと、これを越えた高岡市側で予備の退域時の検査場所もつくっておくとかいうような代替案などの検討も必要ではないかというふうに思っているところでございます。

3点目でございますけれども、資料6でモニタリングポストが13カ所設置されているというご説明でございましたけれども、この分布を見てみますと、おかげさまでUPZ内、氷見市内には数多く、そんな中で高岡市あるいは射水市、富山市等あるわけですが、この分布を見てみますと、氷見市を越えて例えば50km付近とか60kmの富山市とかはあるんですが、ちょっと間隔的にいうと40kmのラインぐらいがちょっと薄いのかなと思いますので、私はどれだけの分布が必要なのか分かりませんが、この図面を見る限りもうちょっと40kmぐらいのラインのところどこか1カ所あれば、距離的に全体として分かりやすいのかなという、そんな直感で思った次第でございます。

よろしく願いいたします。

**【片岡部会長】** どうもありがとうございました。UPZを抱える唯一の市の市長様から非常に貴重な意見をいただきました。

続きまして、射水市の夏野市長様からご意見をお伺いしたいと思います。

**【夏野専門委員】** 射水市の夏野でございます。

今ほどは県の地域防災計画の改定案ということで、国の原子力災害対策指針の改正に伴い見直しをされるということでもあります。きめ細かな対応、また体制の強化なんかもご説明をいただきました。市としても市の地域防災計画の見直し、こちらも参考にさせていただきながら取り組んでいきたいというふうに感じさせていただきました。

また、この原子力防災通信でもご説明いただきましたが、昨年11月に原子力防災訓練を実施されたわけでありまして。氷見市民の皆さん、訓練で避難ということで当市の小杉高校の方に避難をしていただきました。

学生の皆さんにもボランティアで協力をしていただきまして、受入れの対応としてはスムーズにできたのかなというふうに思っております。

ただ、やはりこういった実際の状況を想定した訓練というものが重要だというふうに感じておりますので、またこういった訓練などを通じながら、さらに実効性のある体制といえますか、そうしたものの充実、また指導にお力をいただければというふうに思っております。

あと、環境放射線監視体制の充実・強化についてもご説明をいただきました。こういった24時間365日連続で自動で監視をしていただいて、また石川県内のデータもホームページでリアルタイムで見せていただけるということで、大変心強く感じた次第です。

本当に万が一EAL発動ということになりますと、気象状況によりましては、放射性物質を含んだプルームが、射水市は50km圏内に幾らか地域がかかっているわけですが、そういったところまで来るんじゃないかというような話もかつてあったかなというふうに思っております。

万が一そうした場合になりますと、屋内退避などの対応が必要になるということで、やはりこういう情報の共有というのをぜひお願いしたいわけでありまして。

加えまして、国、県、市町村、連携をしながら事に当たるということが大事だと思いますので、こうした連携強化でもまたご指導賜りますようお願いをするものであります。

**【片岡部会長】** どうもありがとうございました。射水市の方も50km圏内ですが、非常に貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、高岡市総務課危機管理室、山森室長からご意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

【高橋専門委員代理（高岡市危機管理室 山森室長）】 高岡市の山森です。よろしくお願ひいたします。

資料6の右側の位置図にありますように、高岡市の位置なんですが、氷見市さんのお隣で射水市さんに囲まれた30kmから50kmに位置しております。

今回、議事に関連いたしまして、高岡市長の方からコメントをいただいておりますので読み上げさせていただきます。

本市からは3点述べさせていただきます。

まず1点目、避難者の受入体制の充実についてでございます。

本市は氷見市住民避難計画において、氷見市民の約7,500名を受け入れることとなっております。また、平成31年3月に、静岡県菊川市において浜岡原子力発電所における原子力災害に備え広域避難計画が策定され、より広域的な避難が必要になった場合、県内市町村が菊川市民を受け入れることとなっております。

本市としては、今後、これら氷見市民及び菊川市民の受入体制をより充実させるべきであると考えており、今回の改正案において避難退域時検査と実施場所、簡易除染の具体的な検討がなされたことは、避難する側と受け入れる側の両面において市民の安全・安心に寄り添うものであると感じております。

原子力災害時の避難については、広域的な避難の可能性があり、関係市町村との連携が必須であります。富山県には関係市町村との連携についてイニシアチブをとっていただき、具体的な受入体制の整備及び充実についてご指導いただきたいと考えております。

2点目は、UPZ外の防護措置への検討についてでございます。

本市は志賀原子力発電所から約50km圏内に位置しており、国の指針において事態の進展に応じて屋内退避を実施すること、緊急時モニタリング結果等に基づき一時移転などの必要な防護措置をとることとされております。

しかし、一時移転などの対応が必要となった場合の具体的な対策については、どこにどのタイミングで避難するか明確な規定がございません。

国におかれては、UPZ外の市町村における防護措置についてご検討いただきたいと考えております。

3点目です。電力会社に対する指導の徹底についてでございます。

志賀原子力発電所2号機の適合審査については、評価対象断層の活動性などについて継続的に審議されていると伺っております。

国におかれましては、再稼働の有無にかかわらず、住民の安全確保のため引き続き電力会社への指導を徹底していただくようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【片岡部会長】 どうもありがとうございました。ここまで、関連する周辺の自治体の市長のご意見を伺いました。

この中には、当然、国の方のいろんな規制あるいは指導というものが含まれています。そ

こで、本日はオブザーバーとして原子力規制庁志賀原子力規制事務所から中野原子力防災専門官、また内閣府からも吉井専門官にご出席いただいております。

まず、志賀原子力規制事務所の中野防災専門官から、これまでのご説明やご意見を踏まえご発言をお願いいたします。

【中野オブザーバー】 志賀原子力規制事務所の原子力防災専門官をやっております中野でございます。発言の機会をいただきましたので、私の方から数点申し述べたいと思います。

まずUPZ外の防護措置の充実・強化につきましてですけれども、UPZ外の防護措置については、被災後に施設の状況とかモニタリングの数値によって追加的保護措置の範囲を設定する方針、これについては変わっておりません。それに基づいて原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、屋内退避の指示をUPZ外の一定の範囲に拡張して対応することとなっています。

これらの措置を的確に行うためには、緊急時モニタリングの体制というのが非常に重要になってくるということになりますので、要員等の動員体制だとか資機材の整備だとか、必要な情報等などの平常時のモニタリングの実施、関係機関との関係協力というようなことを含めて体制を強化するという点については、引き続き、その充実・強化を図っているところでございます。

続きまして、モニタリングポストの水没時等、万が一に備えた対応、愛媛の話がありましたけれども、これにつきましては、平常時のモニタリングと緊急時のモニタリングに分けて対応を定めているところであります。

これにつきましては、原子力災害対策指針の補足参考資料というのがありまして、これの「平常時モニタリングについて」におきまして、「モニタリングポスト等の故障等により、やむを得ず空間放射線量率のデータに欠測が発生した場合は、代替機器設置に当たる者の安全を考慮した上で、できるだけ速やかに可搬型モニタリングポスト等を設置して代替測定を実施する必要がある」としております。

また、同じ参考資料の「緊急時モニタリングについて」において、自然災害等の影響により固定観測局、電子式線量計等に異常がある場合には、可搬型モニタリングポスト等による代替測定を行う。また「自然災害等により測定が困難となる状況も想定されるため、複数の測定候補地点の優先順位を事前に定めておく」というふうにされております。

また、緊急時においてモニタリングポスト等の代替として設置され、防護措置の判断に使用される可搬型のモニタリングポストにおいては、通信の多重化について措置を講じ、災害発生時においてもデータ転送を維持し、1週間程度のデータ転送を可能とする能力を備えるよう対応を求めているところでありまして、現在、富山県においても順次対応していく予定であると聞いております。

現在、原子力規制庁の環境放射線モニタリング技術検討チームというのがありまして、この会合において、可搬型モニタリングポスト等に関する留意事項、これらの検討を進めているところでございます。

また、40km付近にモニタリングポストがちょっと少ないというふうなご意見がございましたが、これについても同じ補足資料にあるんですけれども、モニタリングポストについて

は30km圏内というふうになっています。

国としては、UPZ外に平常時のモニタリングポストを設置する方針とはなっていないんですけれども、緊急時のモニタリングにおいて、現在、富山県の方でUPZ外に数カ所モニタリングポストがありますけれども、これは水準調査で設置してあるものと、県独自で設置してあるものがあるんですけれども、これらのポストの数値を活用することとなっております。

富山県では、富山市、高岡市、射水市、小矢部市、砺波市にあるものが水準調査のためのモニタリングポストですけれども、これらの情報を緊急時に活用することと、先ほどもありましたが、走行サーベイ、航空機サーベイ、可搬型モニタリングポストによる測定結果ということでその状況を埋めようということ考えているところであります。

最後に、住民の安全確保のための電力会社の指導というお話でございますけれども、原子力規制庁の運転検査官が実施している保安検査、それと毎日の原子力設備の巡視、また、私のような原子力防災専門官が実施しております緊急時対応としての事業者防災業務計画と、それに基づく事業者の原子力防災訓練の評価、また緊急時に備えておくべき資機材等について、毎年その整備状況を確認しているところであります。

これについては、再稼働の有無にかかわらず常に検査とか確認、指導を行っているところであります。今後も住民の安全確保を第一に実施していきたいと思っております。

少し長くなりましたが、今後とも引き続き皆様のご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

**【片岡部会長】** 中野防災専門官、国の規制当局のご対応について非常に丁寧なご説明をいただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府の吉井専門官からお願いいたします。

**【吉井オブザーバー】** 内閣府原子力防災、地域支援専門官の吉井でございます。発言の機会をいただきありがとうございます。

私の方から2つほど所見を述べさせていただきたいと思っております。

1つ目は、UPZの外における屋内退避、これが必要になった場合の情報共有についてですが、まずUPZの外での屋内退避について、現在の原子力災害対策指針によれば、UPZの外につきましては、事態の進展に応じて屋内退避を行う必要がある場合にこれを行っていただくというふうになっております。

具体的には、実際に原子力発電施設に異常が発生した場合、UPZの外でも屋内退避をとる必要があるのかどうか、これを原子力規制委員会が判断をし、必要となった場合、その判断を踏まえて国の原子力災害対策本部が自治体に対して屋内退避の指示を出すこととなります。

このようにUPZの外での屋内退避につきましては、いわゆるPAZやUPZの防護措置と異なって必要に応じてという要素が加わってきますので、従いまして、そういった観点に関わる情報の共有というのは極めて重要なオペレーションであるというふうに考えております。

万が一事故が発生し、UPZの外の防護措置として屋内退避が必要となる場合には、国として県及び関係者への迅速かつ的確な情報提供に努めてまいりたいと思います。

もう1つ、避難退域時検査場所の候補地についてですが、これにつきまして、富山県及び氷見市のご尽力のおかげで、主な避難経路ごとに候補地を選定するといったところまで進むことができました。

今後ですが、やはりこれらの候補地において円滑に検査が行えるよう、具体的に検査会場におけるレイアウト、例えばゲートモニタが何レーン置けるのかとか、そういった細かい具体的などころですね、そういった実施体制について原子力防災訓練あるいは研修を通じまして今後も検討を続けていくことが重要かと考えております。

特に石川県と合同で検査を行うことが想定されております氷見運動公園及びB&G海洋センター体育館、ここにつきましては、やはり両県が平素から連携して検討していくといった体制が必要と考えております。

加えて避難退域時検査におきましては、電力事業者の役割も非常に大事でございます。今後、これにつきましても、志賀地域原子力防災協議会等を通じて事業者の支援あるいは連携についても検討を深めてまいりたいと思います。

更には事業者だけではなく、実動機関におかれましても、例えば自衛隊におかれましては車両の除染を中心としたご支援のあり方等についても、今後具体的に検討を進めて調整をさせていただきたいというふうなことも考えております。

やはり内閣府といたしましては、先ほども申し上げました志賀地域原子力防災協議会、この枠組みのもとでしっかりと自治体や実動機関が行われます検査あるいは調整についてしっかり前面に立って支援を行うとともに、実効性のある検査体制を構築するために尽力してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

**【片岡部会長】** 吉井専門官様、どうもありがとうございました。UPZ外のことにつきまして、国のお立場から非常に丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、私も専門委員の一人でありますので、私の方からも意見を述べさせていただきたいと思います。

特に私は原子力工学あるいは過酷事故対策ということを研究しております。

これまでも、この場でも述べさせていただきましたが、万が一原子炉が冷却材喪失事故といったこと、さらにそれから炉心損傷、シビアアクシデントということに至ったとしまして、炉心が損傷するまでには少なくとも七、八時間、さらにそこから溶けた燃料が格納容器の中に漏出して、そこから原子力発電所外の環境に放射線が放出されるまで、これは数日間を要するというようになっております。

ですから、特に周辺自治体である富山県におかれては、十分な時間的な余裕で、それまでのさまざまな情報について十分周知されるお時間がございます。ですから、それに対応するためには十分に落ちついて対応できるだけの時間的な余裕があるということでございます。

ですから、住民の方々あるいはこれに関連する諸機関の方々も十分な余裕を持って、しかも決して慌てることなく、屋内退避の方が非常に安全であるということを経験した住民の方々に十分にお知らせいただいて、余裕を持って対応していただくということが大事だと思います。



今回、使用済燃料プールの冷却が不完全になるかもしれないということを加えていただきました。これも非常に重要な観点だと思います。

使用済燃料プールの冷却につきましては、福島事故以後、国及び国内、国外で非常にたくさん研究が行われております。十分な知識が蓄積されております。

原子炉本体の方のシビアアクシデントというものも周辺のところへ放射性物質が飛来するまでに十分な時間がありますが、使用済燃料プールについては、さらに危険な状態になることが万が一あったとしても、それまでの時間的な余裕がさらに長くなります。その間のさまざまな情報が十分に研究されておりますので、それをもとに落ちついた対応ができるだけの時間的な余裕がございます。

ただ、そういうことも含めて、今回さらに万全を期すために使用済燃料プールについての対策についても防災計画に加えられるということは、非常に結構なことではないかと思えます。

いずれにせよ、十分な時間的な余裕がございますので、落ちついて屋内退避をするということが肝要ではないかというふうに思います。

それでは、これまで専門家や市町村の委員の方々からご意見をいただきましたが、続きまして、他の委員の皆さん方からもご意見を頂戴できればと思います。どなた様からでも結構ですのでご発言をお願いいたします。

【飯田委員代理（富山地方気象台 久郷次長）】 気象台の久郷と申します。

今日の資料を拝見して、ちょっと気になったので教えていただきたいのですけれども、2点あります。

1点目は資料1に関してです。資料1の2枚目、「主なEALの比較表」の「警戒事態」という区分で、これまで石川県内のどこかで6弱以上だったものを、国の指針に合わせて志賀町で6弱以上というポイントに絞られています。確率的には非常に低いとは思いますが、ご存じのとおり過去の大きな地震による災害では、震源の真上付近、すなわち震央付近の震度がすぐに入っていないという事例がありました。

揺れがあまりに大きくて震度計自体がアウトになったのか、あるいは通信回線の問題かは分かりませんが、震央付近の震度の入手に時間を要しました。今回のように志賀町に限定して、かつ6弱以上というふうにしていらっしやると、大きな地震にもかかわらず志賀町の震度データがすぐに入っていない場合に、県等関係機関において対策の準備や着手に遅れがでないだろうかという点が気になりました。

2点目は、資料6のモニタリングデータの県ホームページによる提供についてです。「富山県環境放射線ネットワークシステム」では県民の皆さんに県ホームページを通じてデータを提供されるということですが、ご存じのとおりホームページは万能なものではなくて、場合によっては、なかなか更新できなくなったり、閲覧できなくなったりということも起こり得ます。ですから、提供手段を二重化する意味で、ぜひ報道機関のご協力もいただいて、万が一事故が発生した場合にはテレビ等でも情報を切れ間なく提供していただけるようご配慮いただけたらというふうに思いました。

以上です。

【片岡部会長】 どうも貴重なご意見をありがとうございました。

県の事務局の方からご説明を少しいただければありがたいと思いますが。

【松井課長】 ありがとうございます。

まず1点目の資料1の2枚目、警戒値が地域を志賀町に限定されて6弱以上の場合警戒事態となりまして、事業者の方が国へ通報するというところが変更になってございますが、こういった共通部分もございますし、この同じ欄の向かって右側の方に、別に地震の6弱以上でなくても、志賀原子力発電所の例えば使用済燃料貯蔵プールの方で(3)の新規制基準に適合していない場合の方でございますけど、水位が維持不可とか、それから水位を一定時間以上測定不可ということとなった場合にも警戒事態というふうにもございますし、幾つか地震の震度にかかわらず、こういう警戒事態とか他の区分もございますけど、そういった事態になれば、事業所の方が国へ通報等をするようになっております。

それから、先ほどもご説明しましたその上の参考図をご覧くださいますと、警戒事態ということでございますと、PAZ内、発電所から5km以内のところですけど、そこは要支援者の退避等準備の方につながっている。

UPZ外、氷見市さんの一部の方ですけど、そこはまだそういった住民がとるべき行動の方にはつながっていない。その後の施設敷地緊急事態(黄色の部分)となれば、屋内退避の準備、全面緊急事態では屋内退避を実施いただく、そういったところにつながっていきまして、このEALにつきましては、本当に重要な基準となりますので、詳細に地域防災計画の方に指針を受けて見直しをしたところでございます。

それから第2点目の資料6の方でございますが、資料6の下の方に県ホームページでリアルタイムに24時間365日、それから石川県のデータもあわせて提供しておるところでございます。

气象台さんがおっしゃられるとおりに、ホームページのあたりのことで、住民の方が見られなくなるとかそういったこともございますので、こういった原子力災害だけでなく自然災害も同じなんですけど、私ども県とか市町村は逐一報道機関さんの方にこういう情報を提供しております。報道機関さんの力をお借りして住民の方に随時、適時的確に情報を提供したいと考えておりますので、ここでは气象台さんのおっしゃるとおりで、それはしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

【片岡部会長】 では、その他に何かご意見がございましたら、どうぞご自由に。

では、こちらの方から直接指名させていただきたいと思いますが、富山県医師会の方から代表の方が来られています。事務局長様からご意見をいただければと思います。

【馬瀬委員代理(富山県医師会 了安事務局長)】 富山県医師会でございますが、原子力災害医療協力機関を束ねる立場としまして、経験のない未知の医療体制になるかと思っておりますので、細かい訓練等を毎日重ねながら、看護協会さんや薬剤師会さん、県内の公的病院さんと協力しながら体制の構築に向けて尽力していきたいという考えでございます。よろしくお願いたします。

【片岡部会長】 どうもありがとうございました。これから医療機関の貢献というのは非常

に重要になってくるので、よろしくお願ひいたします。

避難退域時の検査場所の候補地等の検討状況のご説明もございました。引き続き志賀地域の原子力防災協議会において、国の実働組織の支援等についての検討や具体化を通じて、県の地域防災計画等のさらなる充実が図られるものと期待をしております。

他にご意見はございませんでしょうか。

〔意見なし〕

【片岡部会長】 ないようでございますので、委員の皆様から本日いただきました貴重なご意見について、私の考えも含めまして整理させていただきたいと思ひます。

原子力災害に対するさまざまな対応につきましては、先ほど石井知事からの挨拶にもありましたように、富山県は福島事故にはいち早く対応して、非常に原子力災害対策を充実させておられます。

その後も県の事務当局並びにここにお集まりの各関連諸機関の皆様方の非常な協力によりまして、この原子力防災計画あるいは防災訓練等非常に充実してまいっております。そういう意味で、原子力防災ということ、富山県でも非常に充実してきているというふうに思ひます。

今日ご意見がありましたことは、こういった充実してきたことを受けて、今後の重要な課題として、委員の皆様あるいは関連の諸機関の皆様からいただきました言葉の中にも多くあったように、非常に重要なキーワードとして、連携ということがございます。

連携ということには、情報共有ということもござひますし、ネットワークということもござひます。こういう成熟した防災計画が立てられているということをもとに、今後は立地自治体、あるいは国、あるいは関連した自治体、諸機関と連携を密にするということが非常に重要であるというふうに考えられます。

それともう1つ重要なことは、これもご意見の中にも出てきたこととござひますが、いろんな手順を標準化するということがござひます。

すでに各自治体あるいは各機関で十分な訓練をされているようですが、それについてこれをさらに進めて、同じような手順でそれを標準化していくということが、実際に避難をするような事態が起こったときに非常に重要なことになると思ひます。

これまでの実績を踏まえて、今後、防災計画、原子力災害対策をさらに充実させていくために、連携と標準化ということに力を入れて進めていくことが重要ではないかと、こういうふうに思ひます。

非常に拙い取りまとめとござひますが、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、本日の地域防災計画の改定案についてのご意見を取りまとめさせていただきました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、地域防災計画の改定案の取りまとめをしたいと考えております。本日いただいたご意見の整理についてはこれでよろしいでござひませうか。

〔異議なし〕

【片岡部会長】 ありがとうございます。

なお今後の進め方ですが、ご意見を踏まえた改定案について、まずパブリックコメントを

行い、後日、先ほども知事さんの方からありましたように、6月ごろを予定しておりますが、改めて防災会議を開催してご議論いただき、地域防災計画を取りまとめさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 4 閉 会

【片岡部会長】 最後に事務局の方からご発言をお願いいたします。

【石黒危機管理監】 富山県危機管理監の石黒でございます。

委員の皆様には、本日は本県の地域防災計画原子力災害編の改定につきまして長時間熱心にご議論いただきますとともに、大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。

本日いただきました皆様のご意見、これにつきましては改定案の方にしっかりと組み込んでいきたいと思っておりますし、今、部会長さんからありましたとおり、パブリックコメント等を経た後に取りまとめていきますので、その点につきましては、またご協力をお願いしたいと思っております。

それとともに、本日いただきました意見等につきましても、県の方でいろいろ検討いたしまして、本県の原子力防災対策への県の取組みにつきましてもしっかりと反映させていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

【片岡部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、長時間にわたり大変貴重なご意見をいただきどうもありがとうございました。

以上で会議を終わります。